

入会金及び会費規則

この法人は、定款第8条の規定に基づき、会員の入会金及び会費規則を次のとおり定める。

(入会金)

第1条 入会金は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------------------------------|-----|----------|
| (1) 資本金、出資金又は基金1億円以上の不動産鑑定業者 | …… | 300,000円 |
| (2) 10人以上の不動産鑑定士を有する不動産鑑定業者 | ……… | 300,000円 |
| (3) 資本金、出資金又は基金5千万円以上の不動産鑑定業者 | … | 300,000円 |
| (4) 5人以上の不動産鑑定士を有する不動産鑑定業者 | ……… | 300,000円 |
| (5) 前4号以外の不動産鑑定業者及び従たる事務所 | ……… | 80,000円 |
| (6) 不動産鑑定士 | ……… | 40,000円 |
| (7) 不動産鑑定士補 | ……… | 25,000円 |
| (8) 特別会員 | ……… | 40,000円 |
- 2 不動産鑑定業者に所属する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が業務上交代入会する場合、不動産鑑定士は10,000円、不動産鑑定士補は5,000円とする。
- 3 団体の賛助会員の入会金は、第1項第1号、第3号及び第5号を適用する。個人の賛助会員の入会金は、第1項第7号を適用する。
- 4 正会員である不動産鑑定業者が設置する2番目以降の事務所が都内に存する場合、1つの事務所につき80,000円を加算する。

(会費)

第2条 会費は、年額次のとおりとする。

- | | | |
|-------------------------------|-----|----------|
| (1) 資本金、出資金又は基金1億円以上の不動産鑑定業者 | …… | 437,000円 |
| (2) 10人以上の不動産鑑定士を有する不動産鑑定業者 | ……… | 437,000円 |
| (3) 資本金、出資金又は基金5千万円以上の不動産鑑定業者 | … | 420,000円 |
| (4) 5人以上の不動産鑑定士を有する不動産鑑定業者 | ……… | 139,000円 |
| (5) 前4号以外の不動産鑑定業者及び従たる事務所 | ……… | 94,000円 |
| (6) 不動産鑑定士 | ……… | 30,000円 |
| (7) 不動産鑑定士補 | ……… | 10,000円 |
| (8) 特別会員 | ……… | 30,000円 |
- 2 団体の賛助会員の会費は、第1項第1号、第3号及び第5号を適用する。個人の賛助会員の会費は、第1項第7号を適用する。
- 3 正会員及び特別会員である不動産鑑定業者の代表者は、第1項第6号乃至第8号の会費は徴収しない。
- 4 正会員である不動産鑑定業者が設置する2番目以降の事務所が都内に存する場合、1つの事務所につき64,000円を加算する。

(補 則)

第3条 会費の徴収等については、理事会の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、この法人が社団法人設立の許可を受けた日（平成7年10月1日）から適用する。
- 2 社団法人設立の許可を受けた日の前日において、日本不動産鑑定協会東京会に入会していた者は、入会金を免除する。

附 則（第3回定時総会一部改正）

この改正は、平成9年度の後期分（平成9年10月1日から平成10年3月31日まで）の会費から適用する。

附 則（第5回定時総会一部改正）

入会金及び会費の区分に当たっては、資本金、出資金に準じるものとして基金を追加し、また、当該不動産鑑定業者の事務所が支店・支所であっても、この法人に最初に入会した事務所を主たる事務所とし、以降入会する事務所を従たる事務所とすることとする。

この改正は、平成10年度の前期分（平成10年4月1日から平成10年9月30日まで）の会費から適用する。

附 則（第17回定時総会一部改正）

この改正は、平成15年度の前期分（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の会費から適用する。

附 則（第31回定時総会一部改正）

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から適用する。

附 則（第33回総会一部改正）

この改正は、平成25年度の前期分（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の会費から適用する。

附 則（第37回総会一部改正）

この改正は、平成28年度の後期分（平成28年10月1日から平成29年3月31日まで）の会費から適用する。